

# 中小企業省力化投資補助事業

## 販売事業者登録申請の手引き

2024年6月25日版  
2024年12月19日改訂

本手引きは省力化製品の販売を行う販売事業者に向けた、登録申請にあたっての注意点や手続きを記載しております。

登録申請にあたっては本手引きとあわせて

本事業の「省力化製品販売事業者登録要領」をよくご確認の上、申請を行ってください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

<b>1. 補助事業の概要</b>	
1. 本事業の概要 -----	<a href="#">P4</a>
2. 【中小企業省力化投資補助事業】全体の流れ -----	<a href="#">P6</a>
3. 販売事業者登録の流れ -----	<a href="#">P7</a>
4. 販売事業者登録の単位について -----	<a href="#">P8</a>
<b>2. 登録時の要件及び留意事項</b>	
1. 販売事業者の要件 -----	<a href="#">P10</a>
2. 製造事業者から販売事業者登録の確認を受ける際の要件 -----	<a href="#">P14</a>
3. 留意事項 -----	<a href="#">P15</a>
4. 省力化製品の登録単位について -----	<a href="#">P16</a>
5. 本事業における省力化製品の本体価格について -----	<a href="#">P17</a>
6. 本事業における導入・設定費用について -----	<a href="#">P19</a>
7. 製品の置き換えについて -----	<a href="#">P22</a>
<b>3. 提出書類一覧</b>	
1. 提出書類一覧 -----	<a href="#">P25</a>
2. 提出書類 -----	<a href="#">P26</a>
<b>4. 販売事業者登録申請方法</b>	
1. 製造事業者からの招待 -----	<a href="#">P30</a>
2. 製造事業者からの招待の受領 -----	<a href="#">P35</a>
3. 販売事業者の登録 -----	<a href="#">P38</a>
4. 製品登録・カタログ申請 -----	<a href="#">P46</a>
<b>5. 中小企業の招待方法</b>	<a href="#">P52</a>
<b>6. 更新履歴</b>	<a href="#">P57</a>
<b>7. お問い合わせ</b>	<a href="#">P60</a>

# 中小企業省力化投資補助事業

補助事業の概要

## ◆事業の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

## ◆事業名称

中小企業省力化投資補助事業

## ◆定義

本事業における定義は以下のように定めています。

- **補助対象者**

公募要領2-3に定める申請の対象となる中小企業等を指します。

- **補助事業者**

本事業へ申請を行い、交付の対象となった補助対象者を指します。

- **販売事業者**

省力化製品の販売について本事業にて登録を受けた者を指します。中小企業等と共同で申請を行います。

- **対象リース会社**

(公益社団法人) リース事業協会（以下「(公社) リース事業協会」という。）の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社のことを指します。

- **補助事業者等**

補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社のことを指します。

## ◆補助対象事業

本事業の対象となる事業は以下とする。

**事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等  
(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等  
が、事務局に登録された販売事業者より導入し実施する事業**

## ◆補助対象者

### 人手不足に悩む中小企業等

#### 主な要件

- ・中小企業等であること（個人事業主含む）
- ・人手不足の状態にあることが確認できること
- ・本事業の要件に合致する補助事業であること

※省力化製品を導入する場合でも、事業計画等の内容により省力化に  
資するものではないと事務局が判断した場合には、不採択とする。

※詳細な要件については、公募要領等で確認できます。

※応募・交付申請においては、事務局に事前に登録された

**省力化製品販売事業者と共同申請**が必要です。

本書において、

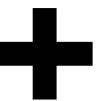
「応募・交付申請」のことを「交付申請」

「採択・交付決定」のことを「交付決定」という。

## ◆補助対象経費

以下のAおよびBの費用を合算したもの

A：省力化製品の本体価格



B：Aに係る導入設置費用

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及びそれらと一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費

## ◆補助率および補助上限額

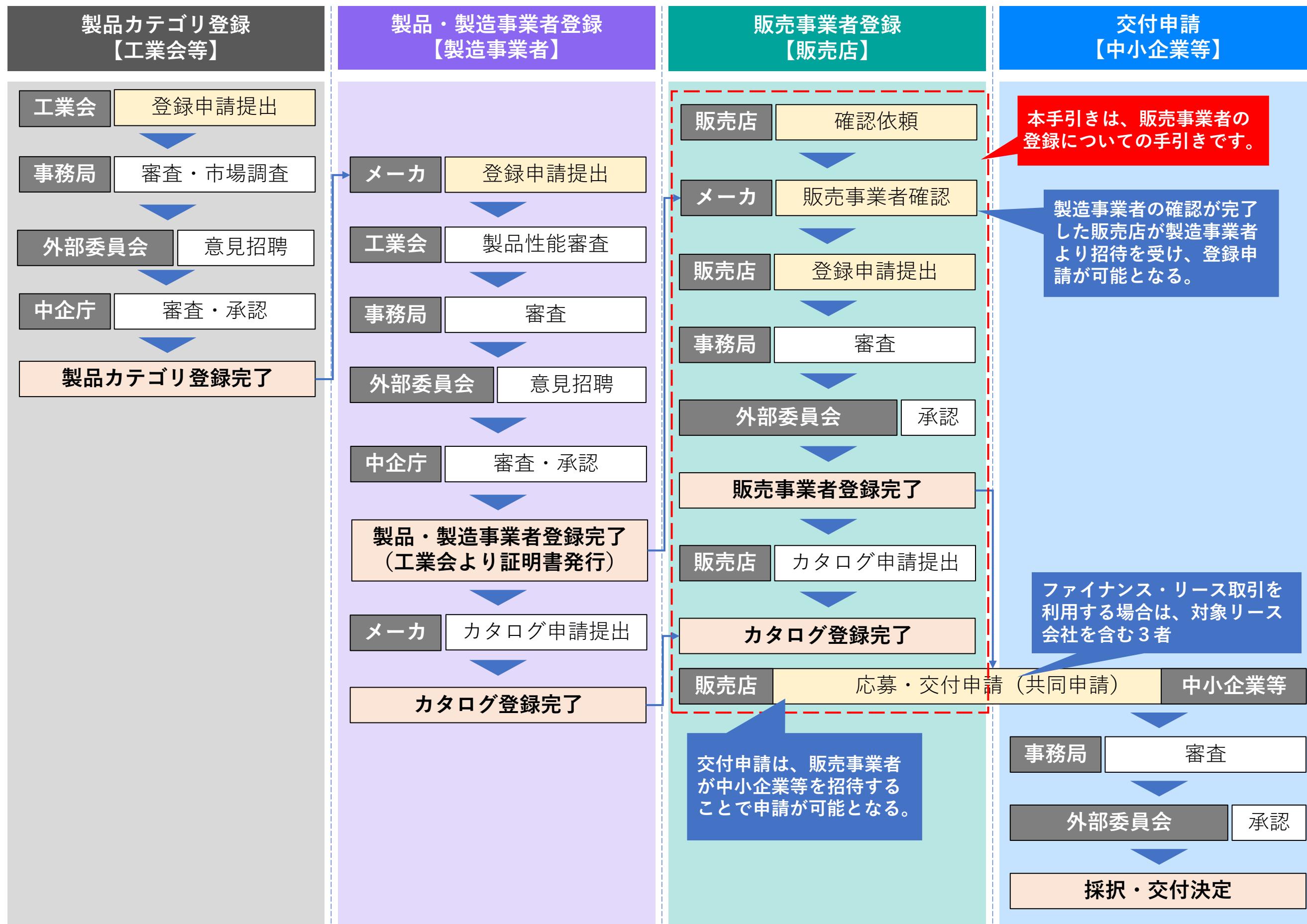
補助率および補助上限額は以下の通り。

なお、補助上限額について、大幅な賃上げ（＊）を行う場合は、表中括弧内の額に引き上げ。

従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)
5人以下	1／2以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円 (750万円)
21人以上		1,000万円 (1,500万円)

\* 「大幅な賃上げ」とは、交付申請時と比較して、補助事業終了時に以下の2点を満たしていることをいう。

- ・事業場内最低賃金を45円以上増加させること
- ・給与支給総額を6%以上増加させること



製造事業者  
(メーカー)

販売事業者

事務局

外部委員会

◆販売事業者登録の流れ

販売事業者の確認

販売事業者としての確認依頼

販売事業者招待

販売事業者登録申請提出

申請要件審査

販売事業者登録承認

内容訂正

不備差し戻し

販売事業者登録完了

販売事業者登録通知

◆カタログ登録の流れ

※当該製品のカタログ登録  
が完了していることが前提

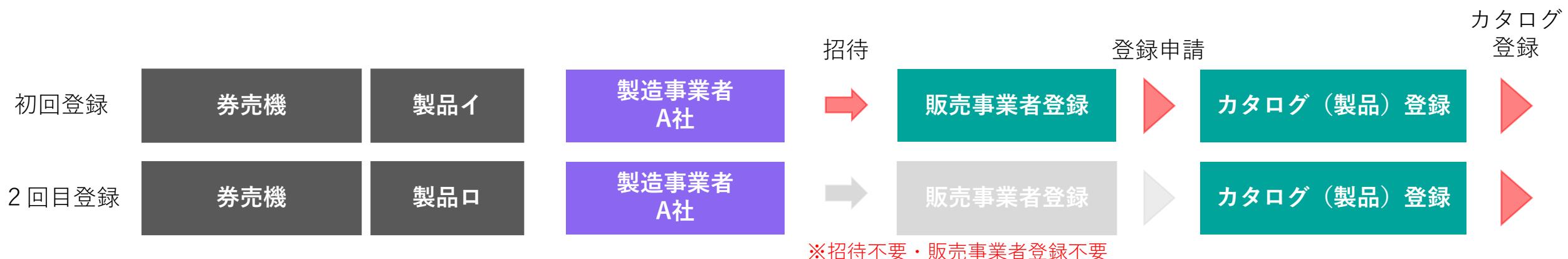
各販売製品の  
カタログ情報入力

販売事業者カタログ登録完了

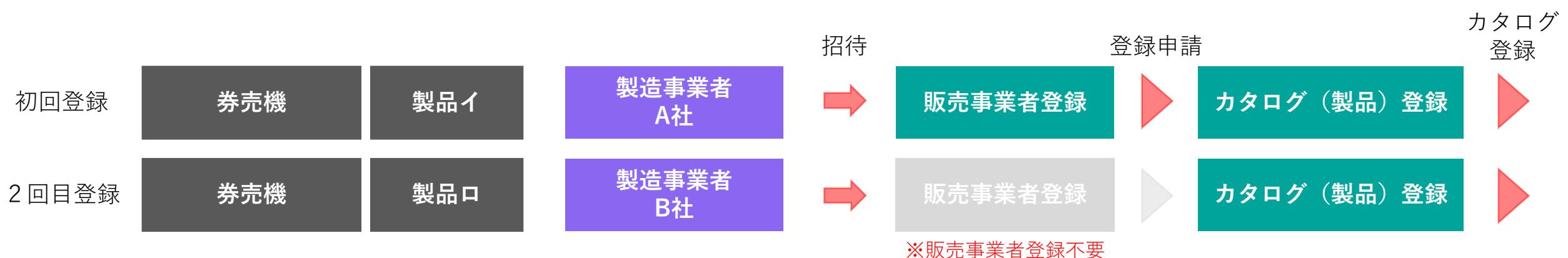
◆登録単位について

(1) 販売事業者登録は、製造事業者より招待された販売代理店が初回登録時のみ必要となります。

既に販売事業者登録済の事業者が同一の製品カテゴリ内で同一の製造事業者の別の製品を登録申請する場合は、製造事業者からの招待は不要で、カタログ登録申請から始めることが可能です。



(2) 同一カテゴリ内で異なる製造事業者の製品登録を行う場合は、製造事業者からの招待後、製品登録（カタログ申請登録）のみの登録となります。



(3) 別の製品カテゴリで既に販売事業者として登録完了されている場合においては、再度1から販売事業者登録が必要となります。



# 中小企業省力化投資補助事業

登録時の要件及び留意事項

## (1) 基本的事項

- ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。
- ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録の取消となることに同意すること。

## (2) 経営基盤に関する事項

登録期間中、製品の供給・メンテナンスを継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること。

## (3) 供給・販売体制に関する事項

- ①本事業の対象要件を満たす省力化製品を事業者へ提供・販売した実績を有していること。
- ②当該省力化製品について在庫が一定数確保されているなど、供給体制が整備されており、中小企業等に遅滞なく納入し、交付決定通知書に記載する日（交付決定日から原則12か月以内）までに実績報告ができること。  
※ただし、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合はこの限りではない（販売事業者登録要領 別紙参照）。
- ③受注状況の予期せぬ変動により上記を満たせない場合は、在庫が回復するまでカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講じること。
- ④販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件を課さないこと。

#### (4) サポート体制に関する事項

- ①提供・販売する省力化製品が生産性向上・省力化に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行うこと。  
具体的には、省力化製品の保守・サポート体制を構築し、中小企業等が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。特に保守・サポート体制を提供する地域が日本国内の一部に限られる場合、上記（3）④に関わらず、省力化製品の納入先は当該地域のみとすること。
- ②登録申請時において、上記を証明する資料を提供するとともに、耐用年数期間内に運用障害等が発生した場合は保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。
- ③効果報告時において稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績が分かる資料を提出すること。

#### (5) 価格設定に関する事項

製品本体価格・導入費それぞれについて、2-2に記載する上限額以内で登録を行うこと。

※賃貸借契約により省力化製品を提供する場合は、借料についても登録を行うこと（販売事業者登録要領 別紙参照）。

## (6) 事業実施に関する事項

- ①取り扱う省力化製品を登録した製造事業者から、3－2 製造事業者から販売事業者登録の確認を受ける際の要件に記載された事項を全て満たすものとして確認を受けること。
- ②本事業の公募要領等に記載の内容を遵守すること。
- ③登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（販売事業者登録要領「4－1 申請方法及び申請項目」参照）を必ず提出すること。
- ④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先メールアドレスは、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。また、変更が生じた場合や何らかの事由により販売事業者登録を取りやめる場合、事務局へ連絡し、指示を受けること。
- ⑤省力化製品の導入を検討する中小企業等からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。
- ⑥中小企業等に対し、本事業の公募要領、交付規程等に記載の内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行わせること。
- ⑦中小企業等に対し、申請マイページ作成、各種申請及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等、並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合がある旨を交付申請前に説明を行い、同意を得ること。
- ⑧本事業実施期間のみならず、補助金の交付以降も中小企業等への十分な支援（導入支援、定着支援、活用支援、フォローアップ）を行える体制を整えること。また、中小企業等からの問合せや相談、苦情対応について迅速かつ適切に対応し、導入した省力化製品のサービスについて、より高度かつ利便性等の向上を実現するための利活用推進に係る取組（製品等のより高度な利用方法や、利便性を向上させる情報分析の方法のレクチャー等）を実施すること。
- ⑨効果報告期間において、導入された製品による省力化製品の生産性向上にかかる効果や当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定された省力化指標に基づく効果を中小企業等と共同で報告すること。また、報告された省力化指標に基づく効果が正当な理由無く当該製品カテゴリの基準値を下回っている申請が多数見られる場合は、販売事業者の事業者名及び代表者名の公表や、登録取消を行う場合があることに同意すること。
- ⑩効果報告において必要となる導入した製品の稼働状況、保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、製造事業者から当該情報の共有を受けられるように事前の取り決めを両者で行うこと。

## (6) 事業実施に関する事項

- ⑪事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。なお、中小企業等からの情報提供を受けて提出する情報については、あらかじめ中小企業等の同意を得ておくこと。
- ・本事業における審査、選考、事業管理のため
  - ・本事業実施期間中、実施後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
  - ・統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表すること
  - ・各種事業に関するお知らせのため
  - ・法令に基づく場合
  - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、販売事業者の同意を得ることが困難であるとき
  - ・事務局、国及び中小機構が本事業の遂行に必要な手続き等を行うために利用する場合
- ⑫事務局及び中小機構は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は販売事業者の登録取消、交付決定の取消や補助金返還となることに同意すること。
- ⑬補助事業を遂行する上で、中小企業等及びその他の事業者との間に発生する係争やトラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、販売事業者と中小企業等及びその他の事業者間で対応し、解決すること。
- ⑭省力化製品を中小企業等に納入する際には、事務局が講じる転売防止のための措置に協力すること。
- ⑮悪質な不正行為が発覚したとき、共同申請を行った中小企業等を含め、事業者名及び不正を行った時点での代表者名や不正内容を公表する場合があることに同意すること。

販売事業者登録を行おうとするとき、販売代理店等は製造事業者から以下要件について確認を受ける。その後、登録の案内が製造事業者から行われる。

- ①当該販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できること。
- ②当該販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていること。
- ③販売代理店等は、申請マイページ作成、各種申請及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合がある旨の説明を受け、同意すること。
- ④効果報告において販売事業者に提出が求められる導入した製品の稼働状況、保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう、記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

## (1) 登録単位について

- ①複数の省力化製品を取り扱っている場合、販売事業者登録は各製品に対して別々に行うこと。
- ②製品本体価格と導入経費は、それぞれ個別の費用として登録を行うこと。

## (2) 共同申請における交付決定の取消時の扱いについて

中小企業等・販売事業者の双方が補助金の交付決定を受け、補助事業者等として事業に取り組む必要がある。交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、すでに補助金が支払われているときは、販売事業者に対しても返還が命じられることがある。

## (3) 本事業ホームページへの掲載

登録された販売事業者一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内のカタログに掲載されるとともに、省力化製品検索に活用される。

## (4) 販売事業者の登録情報の変更について

登録済の販売事業者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。

## (5) 対象リース会社との共同申請について

ファイナンス・リース取引に限り、中小企業等及び販売事業者が対象リース会社と共同申請をする場合には、中小企業等が対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、対象リース会社が販売事業者に支払う購入費用を補助対象として、対象リース会社へ補助金を交付する（中小企業等が対象リース会社に支払うリース料そのものについては補助対象外）。

この際、販売事業者は対象リース会社と売買契約を結んだ後に、省力化製品を中小企業等へ納入し、対象リース会社に対しては物品借受証を提出して代金の支払いを受ける。なお省力化製品の納入後であっても、中小企業等に対する製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートは実施すること。

※財産処分を行う場合には、その他の本補助金を用いて取得した資産と同様に、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納すること。この際、返納は省力化製品の所有権を有するもの（対象リース会社）が行うこととする。

※セール＆リースバック取引や転リース取引、割賦契約は対象外とする。

## ◆登録申請の単位について

各省力化製品は、製品が単体で稼働でき、省力化効果が発揮できる最低限の単位で登録されています。  
(省力化効果に関連しない周辺機器やシステム等を含めることは認められません。)

当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものあるいは、置き換え可能となる機能・性能を有するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして製造事業者が製品登録申請時に登録しております。

省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。

当該製品の本体及び周辺機器等の構成要素は、製品カタログの「製品の明細」にすべて記載されております。

「製品の明細」に記載された内容と実績報告等で報告された内容が異なる場合は、補助金が交付されないため、以下の注意事項をよくご確認の上、中小企業等に販売してください。

「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

※「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や現地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、交付決定取消となります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

※「製品の明細」で登録した本体及び周辺機器等の個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。

実績報告時において、交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金が交付されません。

また、実地検査において交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定の取消となります。ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

## ◆省力化製品本体価格とは

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費が補助対象となる。なお、製品本体価格は製品カタログに事前登録されている価格を上限に申請することができる。

### «省力化製品本体価格の考え方»

- 製品本体 + ソフトウェア
- 製品本体（単体）
- ソフトウェア（単体）

### «留意事項»

- ・導入・設定費用は含まず、製品本体のみの価格で登録が必要。
- ・当該製品の周辺機器等の構成要素が製品本体と一体不可分であるものや、当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することでさらなる省力化効果を発揮するものあるいは、置き換え可能となる機能・性能を有するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。
- ・製品本体とソフトウェアや周辺機器等を併せて登録する場合、製品登録申請時に「製品の明細」において、申告が必要。

### ファイナンス・リース取引の場合

対象リース会社への見積額に含む製品本体の費用を申請してください。  
中小企業等が負担する費用は対象にはなりません。

## ◆本事業における製品本体価格の上限額と下限額

### (A) 本補助金における製品本体の想定小売価格【製造事業者による想定価格】

※この価格の1/2を「本補助金における製品本体の補助上限額」とする。  
※購入に係る製品本体価格50万未満は登録不可

製造事業者が登録

(A) の価格を上限  
に販売事業者が登録

### (B) 製品本体販売価格【販売事業者の販売価格】

販売事業者が登録

(B) の価格を上限と  
して交付申請。  
購入に係る製品本体価格  
50万未満は申請不可

### (C) 交付申請時の製品本体購入費用【補助対象経費】

※ (C) の費用が (B) の価格を超えている場合、本補助事業においては、申請できません。

中小企業等と販売  
事業者が共同申請

下限は50万円（50万未満は申請不可）

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品本体 (専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費)	○	
2	製品を稼働させるために必要なシステム	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
3	製品を稼働させるために必要な周辺機器等	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
4	省力化効果に関係する周辺機器等	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
補助対象外となる経費			
5	補助事業者の顧客が実質負担する費用が省力化製品代金に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの。)	×	
6	対外的に無償で提供されているもの	×	
7	中古品	×	
8	交付決定前に購入した省力化製品	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
9	対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。	×	
10	公租公課（消費税）	×	
11	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの	×	

## ◆本事業における導入・設定費用とは

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となる。

### «導入・設定費用の考え方»

原則、省力化製品の設置作業費、運搬費、動作確認費、マスタ設定費用等の製品導入時の運搬や設置、設定にかかる費用が対象となります。導入設定費用の内容に関しては、製品登録時に認められた項目のみが対象になります。登録されていない内容は導入・設定費用として認められません。

以下のような経費は補助対象経費としては認められませんので、ご注意ください。

- ・本補助金に申請するための代行費用
- ・研修費用やコンサルティング費用
- ・保守サポート費用
- ・建物の資産が向上するような設置に伴う電源工事 等

### ファイナンス・リース取引の場合

対象リース会社への見積額に含む導入・設定費用を入力してください。

中小企業等が販売事業者へ支払う導入・設定費用は補助対象となりません。

## ◆本事業における導入・設定費用の上限額について

### (A) 導入・設定費用【製造事業者による想定価格】

製造事業者が登録

(A) の価格を上限  
に販売事業者が登録

### (B) 導入・設定費用【販売事業者による想定価格】

販売事業者が登録

(B) の価格を上と  
して交付申請

### (C) 交付申請時の導入・設定費用【補助対象経費】

※交付申請時に申請可能な導入・設定費用は、  
交付申請時の製品本体購入費用の2割までが上限。

中小企業等と販売事業  
者が共同申請

下限はなし

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品の設置作業費	○	人件費含む
2	省力化製品の運搬費	○	
3	省力化製品の動作確認費	○	
4	省力化製品のマスタ設定費	○	
補助対象外となる経費			
5	交付決定前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
6	過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない 製品に対する費用	×	
7	省力化製品の導入とは関連のない設置作業や運搬費、データ作成費用や データ投入費用	×	
8	省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等	×	
9	補助事業者の通常業務に対する代行作業費用	×	
10	移動交通費、宿泊費	×	
11	委託・外注費	×	
12	補助事業者の顧客が実質負担する費用が導入費用に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が 判断するもの。)	×	
13	交付申請時に金額が定められないもの	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象外となる経費			
14	対外的に無償で提供されているもの	×	
15	補助金申請、報告に係る申請代行費	×	
16	対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。	×	
17	公租公課（消費税）	×	
18	事業所の電源工事費用	×	建物の資産価値向上となる工事は対象外
19	省力化製品の導入における研修費用	×	
20	省力化製品の導入におけるコンサルティング費用	×	
21	保守サポート費	×	
22	保険、保証費	×	
23	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの	×	

## ◆製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指します。

以下の2つの条件を両方満たす場合は置き換えの交付申請が可能です。

- ① 「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品への置き換えであること。
- ② 置き換え後の製品が既存製品と比較して「置き換えが可能となる機能・性能」を新規で1点以上有していること。

「置き換えが可能となる機能・性能」A,B,Cが登録された券売機を導入する例

(例) 現在使用している券売機を新たな券売機に置き換える

機能・性能A：多言語対応機能

機能・性能B：キャッシュレス決済機能

機能・性能C：厨房との連携機能（モニター連携機能・キッチンプリンタ等）

パターン① A・B・Cの機能・性能を有さない機器から、機能・性能Aを有する機器に置き換える



パターン② 機能・性能Aを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



パターン③ 機能・性能A,Bを有する機器から、機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



## 「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品を交付申請する際の流れ

**販売事業者は** 「置き換えが可能となる機能・性能」のうち、どの機能・性能が当該中小企業等にとって新規に追加される機能・性能であるかを「省力化判定シート」に具体的に記載のうえ、交付申請を行ってください。

**中小企業等は** 「置き換えが可能となる機能・性能」のうち、どの機能・性能が新規に追加される機能・性能であるかを事業計画の中に具体的に記載のうえ、交付申請を行ってください。

### 注意点

- 既に所有する製品の置き換えであり省力化効果が得られない事業は補助対象外です。
  - 事業計画の内容から、置き換えによる省力化効果が得られない事業と判断された場合は不採択となります。
- 販売事業者・中小企業等は、製品の置き換えに関する制度をよくご理解いただいた上で、交付申請をお願いします。

「置き換えが可能となる機能・性能」を有している省力化製品は、製品カタログから確認できます。

#### 置き換えが可能な製品カテゴリの確認方法



スチームコンベクションオーブン

#宿泊業 #飲食サービス業 #小売業 #製造業 | #調理 #加工・生産

置き換えが可能となる機能・性能

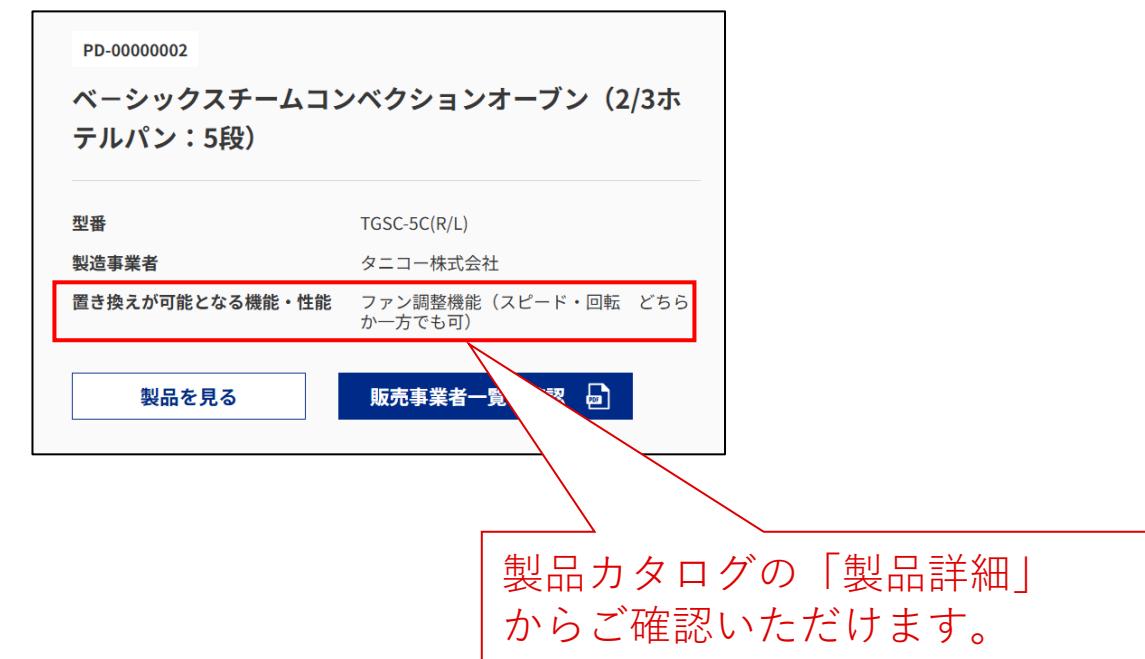
#自動洗浄機能 #ファン調整機能（スピード・回転 どちらか一方でも可） #複数調理機能

- 飲食店のシェフがフライパンで調理していたものが、焼く、蒸す、煮る、炊く、炒めるなどの調理を全てスチームコンベクションオーブンが担います。
- 例えばローストビーフは、熟練の料理人が約2時間の間付き切りだったが、当該製品はボタンを押せば後は待つだけ。

スチームコンベクションオーブンについて詳細を見る +

対象製品一覧を見る

#### 置き換えが可能な製品の確認方法



PD-00000002

ベーシックスチームコンベクションオーブン（2/3ホルパン：5段）

型番	TGSC-5C(R/L)
製造事業者	タニコー株式会社
置き換えが可能となる機能・性能	#ファン調整機能（スピード・回転 どちらか一方でも可）

製品を見る 販売事業者一覧

製品カタログの「製品詳細」からご確認いただけます。

# **中小企業省力化投資補助事業**

**提出書類一覽**

No	書類名	詳細	ファイル形式	ページ番号
1	履歴事項全部証明書写し	発行から3か月以内のもの	PDF	<a href="#">P26</a>
2	税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)	1期の決算を迎えた上で提出すること ※製造事業者登録済みの場合も販売事業者登録の際あらためて提出が必要	PDF	<a href="#">P26</a>
3	決算書（損益計算書及び貸借対照表）	直近1年間の資料を提出すること	PDF	<a href="#">P27</a>
4	当該製品カテゴリの製品を販売した実績を証する証憑	・製品、型番が確認できるもの。販売実績の確認できるもの。 (例：製品の型番が確認できる納品書)	PDF	<a href="#">P27</a>
5	サポート情報 補足資料	・販売事業者様の営業拠点、営業エリア、アフターフォロー体制がわかるもの。 (カタログ、ホームページ等のPDF)	PDF	<a href="#">P28</a>
一	追加で提出を求める場合がある書類	追加で資料等が必要な場合は事務局より連絡します	PDF	—

## 1. 履歷事項全部證明書

## 2. 納税証明書（その1又はその2）

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号																															
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号																															
登記事項証明書記載例2																															
<p style="text-align: center;">履歴事項全部証明書</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>会社法人等番号</td> <td>0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0</td> </tr> <tr> <td>商 号</td> <td>第一電器株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第一電気機器株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>何 年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記</td> </tr> <tr> <td>本 店</td> <td>東京都中央区京橋一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>何 年 何 月 何 日 移 転 何 年 何 月 何 日 登 記</td> </tr> <tr> <td>公告をする方法</td> <td>当会社の公告は、東京都において発行される日 本新聞に掲載する</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に係る 情報の提供を受け るために必要な事 項</td> <td>h t t p : / / w w w . d a i - i c h i - d e n k i . c o . j p / k e s s a n / i n d e x . h t m l</td> </tr> <tr> <td>会社成立の年月日</td> <td>何 年 何 月 何 日</td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>   <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 電子複写機の販売</li> <li>5. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">附年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記</p> </td> </tr> <tr> <td>単元株式数</td> <td>5株</td> </tr> <tr> <td>発行可能株式総数</td> <td>4 0 0 0 株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式の総数 並びに種類及び数</td> <td>発行済株式の総数 1 0 0 0 株</td> </tr> <tr> <td>資本金の額</td> <td>金 1 0 0 0 万円</td> </tr> </tbody> </table>		会社法人等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0	商 号	第一電器株式会社		第一電気機器株式会社		何 年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記	本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号		東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号		何 年 何 月 何 日 移 転 何 年 何 月 何 日 登 記	公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日 本新聞に掲載する	貸借対照表に係る 情報の提供を受け るために必要な事 項	h t t p : / / w w w . d a i - i c h i - d e n k i . c o . j p / k e s s a n / i n d e x . h t m l	会社成立の年月日	何 年 何 月 何 日	目 的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 電子複写機の販売</li> <li>5. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">附年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記</p>	単元株式数	5株	発行可能株式総数	4 0 0 0 株	発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株	資本金の額	金 1 0 0 0 万円
会社法人等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0																														
商 号	第一電器株式会社																														
	第一電気機器株式会社																														
	何 年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記																														
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号																														
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号																														
	何 年 何 月 何 日 移 転 何 年 何 月 何 日 登 記																														
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日 本新聞に掲載する																														
貸借対照表に係る 情報の提供を受け るために必要な事 項	h t t p : / / w w w . d a i - i c h i - d e n k i . c o . j p / k e s s a n / i n d e x . h t m l																														
会社成立の年月日	何 年 何 月 何 日																														
目 的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭電器用品の製造及び販売</li> <li>2. 家具、什器類の製造及び販売</li> <li>3. 光学機械の販売</li> <li>4. 電子複写機の販売</li> <li>5. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">附年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記</p>																														
単元株式数	5株																														
発行可能株式総数	4 0 0 0 株																														
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株																														
資本金の額	金 1 0 0 0 万円																														
整理番号 E 0 7 2 5 8 9 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1 / 3																															

《確認事項》

- ・「履歴事項全部証明書」であること  
※登記情報提供サービスや現在事項証明書は認められません。
  - ・発行から3か月以内のものであること
  - ・すべてのページがそろっていること

《確認事項》

- ・1期の決算を迎えた状態で提出すること
  - ・納税証明書（その1納税額等証明用）または（その2所得金額用）であること  
※（その3）（その4）や、領収書等は認められません。
  - ・税目が法人税であること ※消費税等は認められません。
  - ・直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限ります。
  - ・発行元が税務署であること

※製造事業者登録済みの場合も販売事業者登録の際あらためて提出が必要

### 3. 決算書（貸借対照表及び損益計算書）

貸借対照表			
令和 年 月 日現在 (単位: 円)			
資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
〔流动資産〕		〔流动負債〕	
現金		支払手形	
預金		買掛金	
受取手形		短期借入金	
売掛金		未払金	
商品		預り金	
短期貸付金		仮受金	
前払費用			
未収入金			
〔固定資産〕		〔固定負債〕	
(有形固定資産)		長期借入金	
建物			
建物附属設備		負債合計	
車両			
工具備品			
		資本の部	
		〔資本〕	
		〔準備金〕	
(無形固定資産)			
電話加入権		〔特別利益〕	
		〔特別損失〕	
		税引前当期純利益	
(投資等)		法人税等	
出資金		当期未処分利益	
差入保証金		(うち当期利益)	
〔総資産〕			
		資本合計	
		負債・資本合計	
資産合計			

損益計算書		
自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日 (単位: 円)		
科目	金額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
〔売上高〕		
売上高		
〔売上原価〕		
仕入高		
売上総利益		
〔販売費及び一般管理費〕		
営業利益		
(営業外損益の部)		
〔営業外収益〕		
受取利息		
雑収入		
〔営業外費用〕		
支払利息		
雑損失		
経常利益		
(特別損益の部)		
〔特別利益〕		
〔特別損失〕		
税引前当期純利益		
法人税等		
当期未処分利益		
当期純利益		
前期継続利益		
当期未収分利益		

### 《確認事項》

- 直近1年間の「貸借対照表」と「損益計算書」の両方を提出すること
- 登録期間中、製品の供給・メンテナンスを継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していることを確認します。

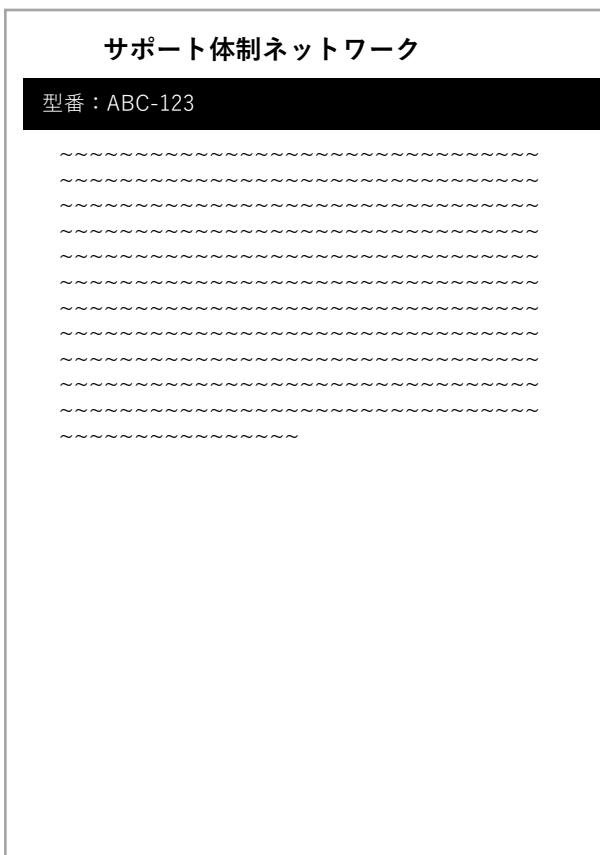
### 4. 当該製品カテゴリの製品を販売した実績を証する証憑

納品書				
○○○○株式会社 御中		No 1234	納品日 2022/4/30	
下記のとおり、納品致します。				
件名	xxxxxxプロジェクト	△△△△株式会社	〒100-0001	
納期	2022/4/30	東京都千代田区千代田1-1-1	□□□ビル3階	
納品場所	月末締翌月末	TEL : 03-0000-0000		担当: 省力太郎
支払条件				
合計	154,000 円(税込)			
摘要	数量	単位	単価	金額
サンプル1	1	式	10,000	10,000
サンプル2	1	式	10,000	10,000
サンプル3	1	式	10,000	10,000
サンプル4	1	式	10,000	10,000
サンプル5	1	式	10,000	10,000
サンプル6	1	式	10,000	10,000
サンプル7	1	式	10,000	10,000
サンプル8	1	式	10,000	10,000
サンプル9	1	式	10,000	10,000
サンプル10	1	式	10,000	10,000
サンプル11	1	式	10,000	10,000
サンプル12	1	式	10,000	10,000
サンプル13	1	式	10,000	10,000
サンプル14	1	式	10,000	10,000
	小計			140,000
	消費税			14,000
	合計			154,000
備考				

### 《確認事項》

- 事業者への納品実績が分かる「納品書」などの書類を提出すること
- 製品、型番が確認できるもの。販売実績が確認できるもの。  
(例: 製品の型番が確認できる納品書)

## 5. サポート情報 補足資料



### «確認事項»

- 販売事業者の営業拠点、営業エリア、アフターフォロー体制がわかるもの。（カタログ、ホームページ等のPDF）

## **中小企業省力化投資補助事業**

**販売事業者登録申請方法**

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

## ◆販売事業者ポータルログイン

製造事業者が販売事業者を招待した後、下記のようなメールが送付されます。

初回のみ販売事業者ポータルアカウントへのパスワード登録が必要となりますので、メール内のURLを押下し、サイトにアクセスしてください。

※2回目以降は招待メール（P.33参照）からログインを行ってください。

※同製品カテゴリの製品登録の際に必要となりますので、ログインID・パスワードは大切に保管してください。

### 【中小企業省力化投資補助金】販売事業者ポータルアカウントのご連絡

販売事業者申請番号：【XX-00000000】

カテゴリ：【●●●●】

【販売 太郎】様

販売事業者ポータルのアカウントをご連絡いたします。

ログインID：【00000000】

以下のURLからパスワードの設定をお願いいたします。

【<https://shoryokuka-password.xx.xx>】

※パスワード設定URLの使用期限は7日間です。

期限が切れる前に必ずパスワードの設定を行ってください。

=====

中小企業省力化投資補助金事務局

### 【お問い合わせ先】

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

TEL：0570-099-660

[IP電話専用回線]03-4335-7595

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日除く）

※電話番号はお間違えないようお願いいたします。

ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

=====

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

## ◆販売事業者ポータルログイン

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

## パスワード設定

※パスワードは半角英字、半角数字をすべて含めた10文字以上でご入力ください。

新しいパスワードを設定してください。 1

新しいパスワード 必須

新しいパスワード（確認） 必須

2

「設定」を押下してください。 2

```
graph TD; A[新しいパスワードを設定してください。] -- 1 --> B[新しいパスワード]; B -- 1 --> C[新しいパスワード（確認）]; C -- 2 --> D[「設定」]; D -- 2 --> E[「設定」を押下してください。]
```

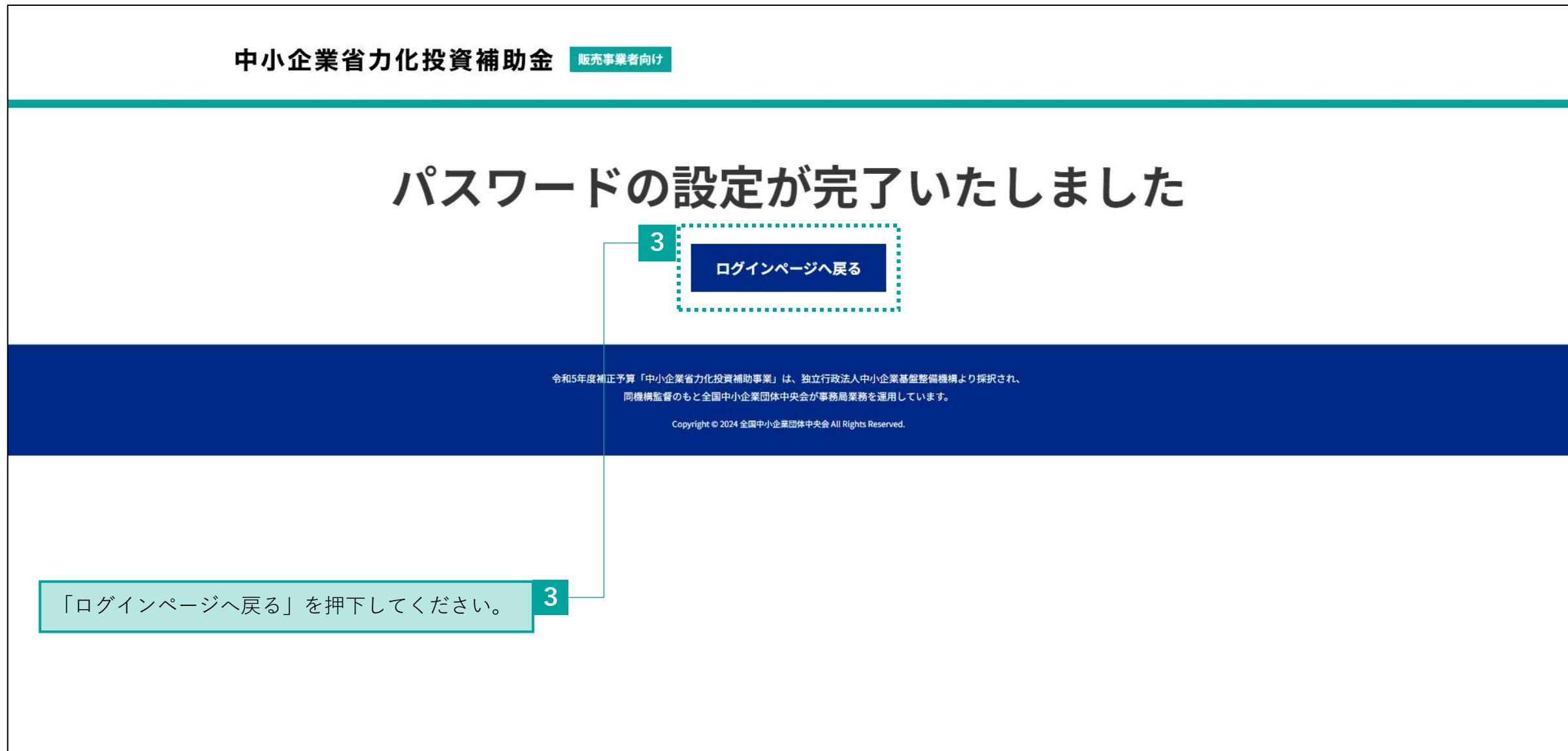
①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

### ◆販売事業者ポータルログイン



①製造事業者からの招待

②招待の受領

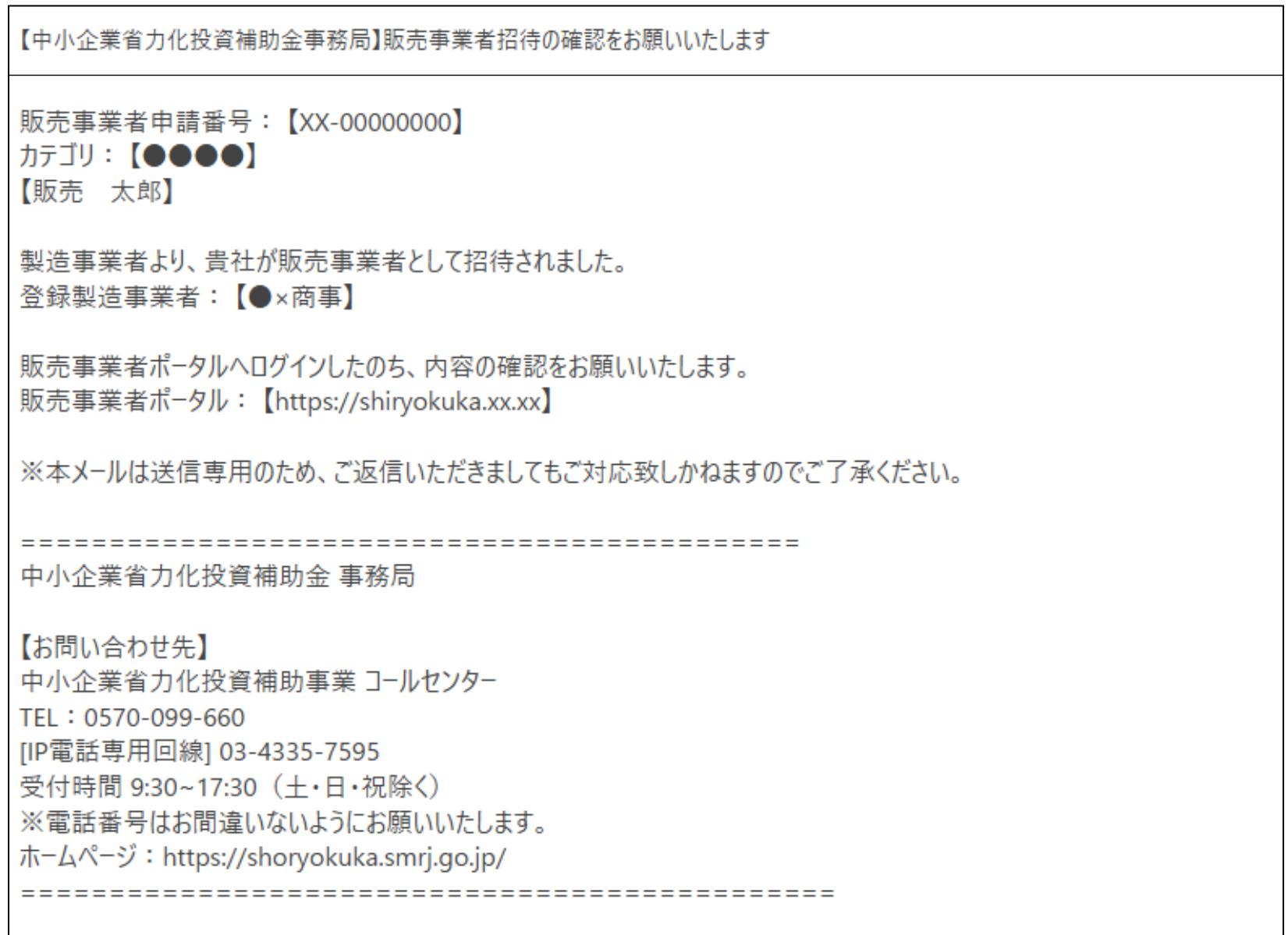
③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

### ◆販売事業者の登録について

販売事業者として登録されるためには、事前に登録された省力化製品の販売、各種サポートを行える事業者であるとして製造事業者の確認を受けた上で、事務局に登録申請を行い事務局及び外部審査委員会による審査で採択される必要があります。

製造事業者が販売事業者を招待した後、下記のようなメールが送付されます。  
メール内添付URLを押下し、サイトにアクセスしてください。



①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**中小企業省力化投資補助金**

販売事業者向け

**中小企業省力化投資補助金申請システム****販売事業者ログイン**

1 ログインID  
パスワード

2 ログイン

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。  
<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

ログインID・パスワードを入力してください。  
ログインID：別途メール内に記載  
パスワード：別途メールより設定済み

ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

製造事業者から招待を受けた後、「販売事業者招待管理」の画面より「招待の受領」を行ってください。  
(同一製造事業者からの招待は、一度の受領で可。異なる製造事業者から招待があった場合は、  
その都度、「招待の受領」を行っていただく必要があります。)



①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**資補助金** 販売事業者向け

販売事業者名： 製品カテゴリ： トップページ パスワード変更 ログアウト  
販売事業者番号：

**販売事業者招待情報検索**

販売事業者確認ステータス：	--なし--	販売事業者申請ステータス：	--なし--												
招待日：	<input type="text"/>														
<input type="button" value="クリア"/> <input style="border: 1px solid #0070C0; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 10px; margin-left: 10px;" type="button" value="検索"/> <span style="border: 1px dashed #0070C0; padding: 2px;">4</span>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人番号</th> <th>法人名</th> <th>招待日</th> <th>販売事業者確認ステータス</th> <th>販売事業者申請ステータス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 10px; border: none;" type="button" value="参照"/></td> <td>6 180301032015</td> <td>省力化調理機器製造事業者株式会社</td> <td>2024/06/17</td> <td>確認結果受領済</td> <td>販売事業者審査申請作成中</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">検索結果：1-1件（1件中） <span style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px 5px;">前へ</span> <span style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px 5px;">次へ</span></p> <p style="text-align: center;"><input type="button" value="戻る"/></p>					法人番号	法人名	招待日	販売事業者確認ステータス	販売事業者申請ステータス	<input style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 10px; border: none;" type="button" value="参照"/>	6 180301032015	省力化調理機器製造事業者株式会社	2024/06/17	確認結果受領済	販売事業者審査申請作成中
	法人番号	法人名	招待日	販売事業者確認ステータス	販売事業者申請ステータス										
<input style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 10px; border: none;" type="button" value="参照"/>	6 180301032015	省力化調理機器製造事業者株式会社	2024/06/17	確認結果受領済	販売事業者審査申請作成中										

5

6

招待された製造事業者が表示されたら、「参照」を押下してください。

4

下記の項目を入力すると、招待を受けている製造事業者を検索することができます。  
 ・販売事業者確認ステータスの選択。  
**※「確認結果発行中」を選択すると、招待された申請を絞って探すことができます**

## 販売事業者確認

ステータス：

- なし--
- なし--
- 確認結果一時保存
- 確認結果発行中**
- 確認結果受領済
- 取下

## ・販売事業者申請ステータスの選択

## 販売事業者申請

ステータス：

- なし--
- なし--
- 招待済
- 招待期限切れ
- 販売事業者審査申請作成中
- 販売事業者審査申請済
- 販売事業者登録済
- 販売事業者登録却下

## ・招待日の入力

5

「検索」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**中小企業省力化投資補助金** 販売事業者向け

販売事業者名: [REDACTED] トップページ | パスワード変更 | ログアウト  
製品カテゴリ: [REDACTED] 販売事業者番号: [REDACTED]

販売事業者招待管理 > **販売事業者 招待情報詳細**

**宣誓事項**

製造事業者は、自身が製造する省力化製品を販売する販売代理店等に対して販売事業者登録を行わせる際、以下の要件を満たす必要がある。

①販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できることを確認すること。  
 ②販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていることを確認すること。  
 ③販売代理店等に対し、申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合があることを説明し同意を得ること。  
 ④販売事業者が虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、当該事業者の確認を行った製造事業者及びその製造事業者が登録した省力化製品の登録取消となる場合があることについて同意すること。  
 ⑤効果報告において販売事業者に提出が求められる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

上記の規約を十分に理解し、販売事業者を招待します。

**販売事業者情報**

法人番号: [REDACTED]  
法人名: [REDACTED]  
製品カテゴリ: [REDACTED]

**確認書発行メール情報**

宛名: [REDACTED]  
販売事業者担当者メールアドレス: [REDACTED]

**製造事業者情報**

製造事業者名: [REDACTED]  
担当者部署: [REDACTED]  
担当者氏名: [REDACTED]  
担当者氏名カナ: [REDACTED]  
担当者電話番号: [REDACTED]  
担当者メールアドレス: [REDACTED]

**7 内容を確認し、「受領」を押下してください。**

**7** 戻る **受領** **7**

## ①製造事業者からの招待

## ②招待の受領

### ③販売事業者の登録

#### ④製品登録・カタログ申請

招待の受領が完了した場合、「販売事業者申請登録情報」の画面より、販売事業者の登録情報を入力し、審査依頼を行ってください。審査には一定期間かかります。

(当該、販売事業者の情報入力は、同一製品カテゴリで1事業者1回のみとなります。)

# 中小企業省力化投資補助金

販売事業者向け

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

販売事業者名：[REDACTED]

製品カテゴリ：[REDACTED] 販売事業者番号：SL-[REDACTED]

販売事業者招待管理 >

販売事業者申請登録情報 >

1

## 新着情報

ご連絡は特にありません。

1

「販売事業者申請登録情報」を  
押下してください。

### 販売事業者情報

法人番号

[REDACTED]

販売店名

[REDACTED]

代表者名

販売事業者申請ステータス

[REDACTED]

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**販売事業者向け**

販売事業者名: [REDACTED] 製品カテゴリ: [REDACTED] 販売事業者番号: [REDACTED]

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

一時保存 次へ

**手引き**

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください

省力化製品販売事業者登録要領  
販売事業者登録申請の手引き  
公募要領

2

2 HP内に添付の書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください。

4

「次へ」を押下してください。

**宣誓事項**

本事業の実施に当たっての遵守事項を確認しチェックを入れてください。

(1) 基本的事項  
 ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公式サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。  
 ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。  
 ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。  
 ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。  
 ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。  
 ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認め  
たときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録の取消となることに同意すること。

(2) 経営基盤に関する事項  
 登録期間中、製品の供給・販売を継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること。

(3) 省力化製品を中小企業等に納入する際には、事務局に講じる転送上のための手配に協力すること。  
 (4) 悪質な不正行為が発覚したとき、共同申請を行った中小企業等を含め、事業者名及び不正を行った時点での代表者名や不正内容を公表する場合があることに同意すること。

販売事業者登録を行おうとするとき、販売代理店等は製造事業者から以下要件について確認を受ける。  
 その後、登録の案内が製造事業者から行われる。  
 ①当該販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できること。  
 ②当該販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていること。  
 ③販売代理店等は、申請マイページ作成、各種申請及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合がある旨の説明を受け、同意すること。  
 ④効果報告において販売事業者に提出が求められる導入した製品の稼働状況、保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう、記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

一時保存 次へ

4

3

記載の宣誓事項を確認し、✓を入れてください。

3

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者番号: [REDACTED] トップページ | パスワード変更 | ログアウト  
販売事業者名: [REDACTED] 製品カテゴリ: [REDACTED] 新規事業者登録: [REDACTED]

戻る 一時保存 次へ

**基本情報**

販売事業者番号申請番号: SL-00000172

販売事業者審査申請ステータス: 販売事業者審査申請作成中

法人番号: [REDACTED] 法人番号から事業者情報を検索

半角数字13桁

製品カテゴリ: 勝ち抜き

**事業者情報**  
※カタログ掲載項目

※ 事業者名 [必須]: [REDACTED]  
※ 事業者名カナ [必須]: [REDACTED]  
全角カナ  
代表者役職 [必須]: [REDACTED]  
代表者氏名 [必須]: [REDACTED]  
代表者氏名カナ [必須]: [REDACTED]  
全角カナ  
代表電話番号 [必須]: [REDACTED]  
半角数字ハイフンなし  
※ 事業者HPのURL [必須]: [REDACTED]  
半角英数字  
※ 概要説明 [必須]: [REDACTED]  
200文字以内

5

5

事業者情報について下記内容を入力してください。

- ・事業者名（漢字/カナ）
- ・代表者役職
- ・代表者氏名（漢字/カナ）
- ・代表者電話番号
- ・事業者HPのURL

6

6

200文字以内で販売事業者の会社概要、事業概要を簡潔に記載してください。

①製造事業者からの招待

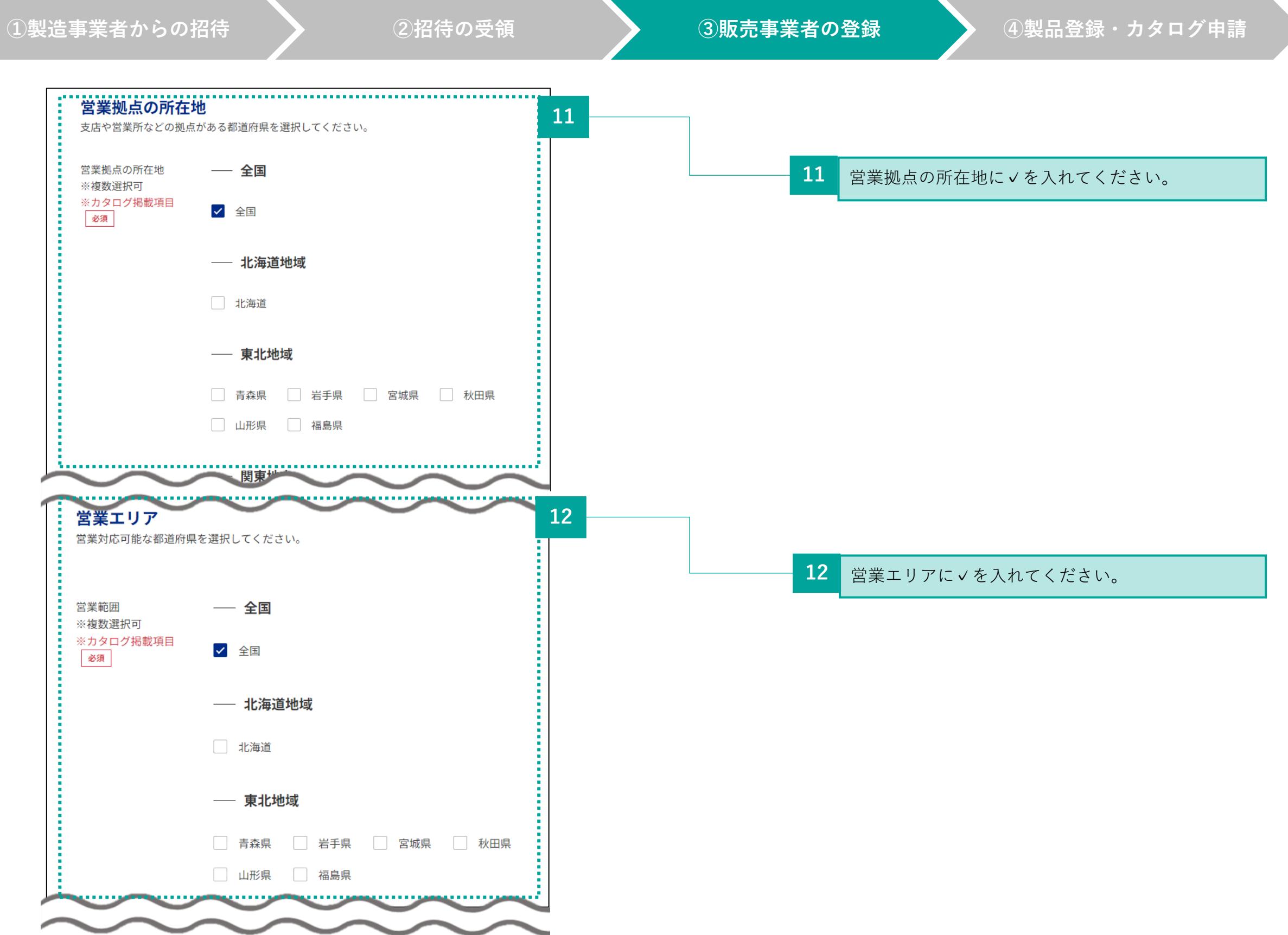
②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

<p><b>事業者の本店所在地</b> ※カタログ掲載項目</p> <p>郵便番号 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/> 検索</p> <p>半角数字ハイフンなし</p> <p>都道府県 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>市区町村 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>番地以降 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p>	<span style="border: 1px solid red; background-color: #009640; color: white; padding: 5px 10px; font-weight: bold;">7</span>	<p><b>7</b> 事業者の本店所在地について下記内容を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便番号</li> <li>・都道府県</li> <li>・市区町村</li> <li>・番地以降</li> </ul>
<p><b>担当者情報</b> ※カタログ掲載項目</p> <p>担当者氏名 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>担当者氏名カナ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>全角カナ</p> <p>担当者住所 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>担当連絡先：電話番号 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>半角数字ハイフンなし</p> <p>担当連絡先：電話番号（携帯番号） <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>半角数字ハイフンなし</p> <p>担当連絡先：メールアドレス <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span> <input type="text"/></p> <p>半角英数字</p>	<span style="border: 1px solid red; background-color: #009640; color: white; padding: 5px 10px; font-weight: bold;">8</span>	<p><b>8</b> 担当者情報について下記内容を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者氏名（漢字/カナ）</li> <li>・担当者住所</li> <li>・担当連絡先：電話番号</li> <li>・担当連絡先：電話番号（携帯番号）</li> <li>・担当連絡先：メールアドレス</li> </ul>





①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**カタログ掲載用連絡先**

※カタログ掲載項目

※ サポート部署名 必須

※ サポート窓口電話番号 必須   
半角数字ハイフンなし

※ サポート窓口メールアドレス 必須   
半角英数字

**添付書類**

※ファイル形式：PDF・JPEG・PNG

— サポート情報 添付書類  
以下の1. 2. 3. ともに提出が必要です。  
1ファイルにまとめて提出してください。  
1. 営業拠点が確認できる資料を添付してください。  
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。  
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。  
(メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

サポート情報 添付資料 必須

削除

戻る 一時保存 次へ

13

カタログ掲載用連絡先として下記内容を入力してください。

- ・サポート部署名
- ・サポート窓口電話番号
- ・サポート窓口メールアドレス

14

サポート情報の補足資料を添付してください。  
以下の1. 2. 3. ともに提出が必要です。  
1ファイルにまとめて提出してください。

1. 営業拠点が確認できる資料を添付してください。
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。  
(メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

15

「次へ」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**中小企業省力化投資補助金** 販売事業者向け

販売事業者名: \_\_\_\_\_ 製品カテゴリ: \_\_\_\_\_

トップページ | パスワード変更 | ログアウト  
販売事業者番号: \_\_\_\_\_

販売事業者招待管理 >  
販売事業者申請登録情報 >

### 確認

戻る 審査依頼 16

**入力内容確認**

— 宣誓事項 修正

(1) 基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/>
①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。	<input type="checkbox"/>
②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。	<input type="checkbox"/>
④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。	<input type="checkbox"/>
⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。	<input type="checkbox"/>
⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録の取消となることに同意すること。	<input type="checkbox"/>
(2) 経営基盤に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>
①会社概要	<input type="checkbox"/>
②組織構成	<input type="checkbox"/>
③財務状況	<input type="checkbox"/>
④人材育成	<input type="checkbox"/>
⑤新規事業開拓	<input type="checkbox"/>
⑥その他	<input type="checkbox"/>

**【添付書類】**  
※ファイル形式: PDF・JPEG・PNG

— サポート情報 添付書類

以下の1、2、3、とともに提出が必要です。  
1ファイルにまとめて提出してください。

1. 営業拠点が確認できる資料を添付してください。
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。  
(メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

サポート情報 拡張資料

d3c39a82af8ce2cd8ee022acb415d025\_w.jpeg

戻る 審査依頼 16

令和5年度補正予算「中小企業省力化投資補助事業」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構より採択され、同機構監督のもと全国中小企業団体中央会が事務局業務を運用しています。

Copyright © 2024 全国中小企業団体中央会 All Rights Reserved.

16 記入内容を確認し、「審査依頼」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

販売事業者の登録が完了した後、招待を受領した製造事業者が登録する製品の登録が可能となります。以下の内容に従って、製品のカタログ登録を行ってください。

## 中小企業省力化投資補助金

販売事業者向け

# 中小企業省力化投資補助金申請システム

## 販売事業者ログイン

1 ログインID  
パスワード

2 ログイン

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。  
<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

1 ログインID・パスワードを入力してください。  
ログインID：別途メール内に記載  
パスワード：別途メールより設定済み

2 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**中小企業省力化投資補助金**

販売事業者向け

販売事業者名： 製品カテゴリ： トップページ パスワード変更 ログアウト  
販売事業者番号：

販売事業者招待管理 >

販売事業者申請登録情報 >

3 販売製品カタログ登録 >  

交付申請検索 >

**新着情報**

ご連絡は特にありません。

3 「販売製品カタログ登録」を押下してください。

販売事業者情報

法人番号

販売店名

代表者名

販売事業者申請ステータス

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

販売事業者向け

販売事業者名： 製品カテゴリ： トップページ | パスワード変更 | ログアウト  
販売事業者番号：

### 販売製品カタログ登録

製造事業者	--なし--	製品カテゴリ	スチームコンベクションオープン
製品名		省力化製品番号	
登録ステータス	--なし--	価格をカタログに表示	--なし--

**クリア** **検索**

編集ボタンを押下し、販売する製品について内容を確認した上、価格等の情報を登録してください。

	省力化製品番号 (販売登録製品番号)	製造事業者	製品名 製品型番	販売登録金額 円(税抜)	販売登録製品 登録ステータス	価格をカタログに表示する
<b>編集</b>	PD-00000387 SP-000000379	省力化調理機器 製造事業者株式会社	スチームコンベクションオープン (20A) STCTEST-20A		未登録	しない
<b>編集</b>	PD-00000388 SP-000000380	省力化調理機器 製造事業者株式会社	スチームコンベクションオープン (30A) STCTEST-30A		未登録	しない
<b>編集</b>	PD-00000232 SP-000000378	省力化調理機器 製造事業者株式会社	スチームコンベクションオープン (10A) STCTEST-10A		未登録	しない

検索結果：1-3件 (3件中) **前へ** **次へ**

4

- 下記の項目を入力すると、登録したい販売製品を検索することができます。
- ・該当する製造事業者
  - ・製品名
  - ・省力化製品番号
  - ・登録ステータス

登録ステータス

- なし--  
--なし--  
未登録  
一時保存中  
登録済

・価格をカタログに表示するか

価格をカタログに表示

- なし--  
--なし--  
する  
しない

5

「検索」を押下してください。

6

該当する製品が表示されたら、「編集」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

**補助金** 販売事業者向け

販売事業者名: [REDACTED] | 製品カテゴリ: [REDACTED]

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

販売事業者番号: [REDACTED]

### カタログ掲載用連絡先

事業者名: [REDACTED]  
事業者名カナ: [REDACTED]  
事業者HPのURL: [REDACTED]  
概要説明: [REDACTED]  
サポート部署名: [REDACTED]  
サポート窓口電話番号: [REDACTED]  
サポート窓口メールアドレス: [REDACTED]

**カタログ掲載用連絡先**

— 販売製品価格情報  
※カタログ掲載項目

※製品本体販売価格 必須: [REDACTED] 円(税抜)  
半角数字  
【金額設定と費用対効果】の本補助金における製品本体の想定小売価格を超える価格は認められません。

※導入・設定費用 必須: [REDACTED] 円(税抜)  
半角数字  
【金額設定と費用対効果】の導入・設定費用を超える価格は認められません。

※保守サポート費 必須: [REDACTED] 円(税抜) /月  
半角数字  
補助対象外

※ランニングコスト費 必須: [REDACTED] 円(税抜) /月  
半角数字  
補助対象外

提携する  
 提携しない

この製品をカタログに掲載する  \*こちらにチェックをつけて保存すると、直ちに申請者がカタログ上で情報参照可能になります。ご注意ください。

**次へ** **戻る**

7

①下記項目に金額を記入してください。

※製品本体販売価格 必須: [REDACTED] 円(税抜)半角数字  
【金額設定と費用対効果】の本補助金における製品本体の想定小売価格を超える価格は認められません。※導入・設定費用 必須: [REDACTED] 円(税抜)半角数字  
【金額設定と費用対効果】の導入・設定費用を超える価格は認められません。※保守サポート費 必須: [REDACTED] 円(税抜) /月半角数字  
補助対象外※ランニングコスト費 必須: [REDACTED] 円(税抜) /月半角数字  
補助対象外

8

②下記をご確認の上、✓を入れてください。

- ・価格をカタログに掲載するか。
  - ・製品をカタログに掲載するか。
- (納期が長期化し補助事業の期限内の実施が難しいと考えられる場合は、カタログ掲載を一時的に取りやめることができます)

9

「次へ」を押下してください。

①製造事業者からの招待

②招待の受領

③販売事業者の登録

④製品登録・カタログ申請

補助金 販売事業者向け

販売事業者名: [REDACTED] 製品カテゴリ: [REDACTED] 販売事業者番号: [REDACTED]

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

**カタログ掲載用連絡先**

事業者名: [REDACTED]  
事業者名カナ: [REDACTED]  
事業者HPのURL: [REDACTED]  
概要説明: [REDACTED]  
サポート部署名: [REDACTED]  
サポート窓口電話番号: [REDACTED]  
サポート窓口メールアドレス: [REDACTED]

— 製品登録情報 —

※ カタログ掲載項目

※ 製品本体販売価格: [REDACTED] 円（税抜）

※ 導入・設定費用: [REDACTED] 円（税抜）

※ 保守サポート費: [REDACTED] 円（税抜）／月

※ ランニングコスト費: [REDACTED] 円（税抜）／月

価格をカタログに掲載する

揭載する  
 揭載しない

この製品をカタログに掲載する

※こちらにチェックをつけて保存すると、直ちに申請者がカタログ上で情報参照可能になります。ご注意ください。

戻る 登録 10

10

「登録」を押下してください。

## **中小企業省力化投資補助事業**

**中小企業等の招待方法**

製品のカタログ登録が完了した後、その製品を導入し、本補助金に申請を行う中小企業等に対して、交付申請の招待を行うことが可能となります。以下の手続きにしたがって、招待を行ってください。

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

# 中小企業省力化投資補助金申請システム

## 販売事業者ログイン

1 ログインID  
2 パスワード

1 ログインID・パスワードを入力してください。  
ログインID：別途メール内に記載  
パスワード：別途メールより設定済み

2 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

ログイン

パスワードをお忘れの方

```
graph LR; A[1 ログインID  
2 パスワード] --> B[ログイン]; C[パスワードをお忘れの方] --> D[2 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。]
```

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者名： 製品カテゴリ： トップページ | パスワード変更 | ログアウト  
販売事業者番号：

販売事業者招待管理 >  
販売事業者申請登録情報 >  
販売製品カタログ登録 >  
交付申請招待 > 3  
交付申請検索 > 3

新着情報  
ご連絡は特にありません。

「交付申請招待」を押下してください。

「交付申請検索」より、招待した交付申請を検索することも可能です。

販売事業者情報  
法人番号  
販売店名  
代表者名  
販売事業者申請ステータス

**中小企業省力化投資補助金** 販売事業者向け

販売事業者名: 販売事業者 (事務局確認用) | トップページ | パスワード変更 | 製品カテゴリ: スチームコンベクションオーブン | 販売事業者番号

### 招待情報入力

**4 省力化製品の導入形態**  
中小企業等が利用する導入形態を選択してください。

購入  
 ファイナンス・リース取引

**5 招待する中小企業等情報**  
招待する中小企業等の情報を入力してください。

宛名 必須:  様

中小企業等担当者メールアドレス 必須:

中小企業等担当者メールアドレス確認用 必須:

**6 販売事業者担当者情報**  
本申請を担当する販売事業者の情報を入力してください。

販売事業者名:  販売事業者 (事務局確認用)

担当者部署:

担当者氏名 必須:  姓 :  名 :   
担当者氏名 (カナ) 必須:  セイ:  メイ:

担当者電話番号 必須:

担当者メールアドレス 必須:

担当者メールアドレス確認用 必須:

**7 宣誓事項**  
虚偽及び不正な招待及び申請とならないことをここに宣誓します。 必須

**8**

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。  
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All rights Reserved.  
サイトポリシー・利用規約

**4** ファイナンス・リース取引以外は「購入」にチェックを入れてください。  
※賃貸借契約を利用する場合も「購入」を選択してください。

**5** 招待する中小企業等の情報を入力してください。  
・宛名  
・中小企業等担当者メールアドレス

**6** 販売事業者担当者の情報を入力してください。  
・担当者部署  
・担当者氏名 (漢字/カナ)  
・担当者電話番号  
・担当者メールアドレス

**7** 宣誓事項の内容を確認し、✓を入れてください。

**8** 「次へ」を押下してください。

「招待」を押下すると、中小企業等に招待メールが送付されます。  
メールを受け取った中小企業等は、メール内に添付のURLよりGビズIDを用いて申請マイページへログインを行い、交付申請の作成を進めてください。

※招待後168時間（7日）が経過すると招待期限切れとなり、中小企業等のマイページの開設ができなくなります。  
販売事業者が「再招待」ボタンを押下すると、再度マイページの開設が可能となります。

**投資補助金 販売事業者向け**

販売事業者名：販売事業者（事務局確認用）  
製品カテゴリ：スチームコンペクションオープン  
販売事業者番号：SL-00000067

### 招待情報入力内容確認

**注意事項**  
入力内容を確認のうえ招待を行ってください。

**省力化製品の導入形態**  
導入形態 購入

**招待する中小企業等情報**  
宛名 補助金担当者様

中小企業担当者メールアドレス  
販売事業者情報  
販売事業者名 販売事業者（事務局確認用）  
担当者部署  
担当者氏名  
担当者氏名（カナ）  
担当者電話番号  
担当者メールアドレス  
**宣誓事項**  
虚偽及び不正な招待及び申請とならないことをここに宣誓します。  
戻る 招待

9

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。  
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.  
サイトポリシー・利用規約

9 「招待」を押下してください。

**招待完了**  
申請マイページの招待が完了しました。  
申請者へ申請マイページの開設、  
交付申請の作成を行うよう案内してください。

**メインページ**

※招待の期限切れ  
招待URLの有効期限は**招待後7日間**です。  
7日以内にマイページが開設されなかった申請は、  
交付申請詳細画面に「再招待」ボタンが表示されます。  
ボタンを押下すると再度招待がすることができます。

担当者部署	担当者氏名	担当 口吉
担当者氏名カナ	タントウ 口ボキチ	
担当者電話番号	0000000000	
担当者メールアドレス	ntesuthojo@test.jp	

削除 再招待

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。  
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.  
サイトポリシー・利用規約

# 中小企業省力化投資補助事業

更新履歷

No	更新日	更新項目	更新箇所
—	2024年6月25日	本手引きの公開	—
1	2024年8月30日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (4) サポート体制に関する事項
2	2024年9月27日	1. 補助事業の概要	1-1 補助対象経費
3	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (3) 供給・販売体制に関する事項
4	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (5) 価格設定に関する事項
5	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 省力化製品の登録単位について
6	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-5 本事業における省力化製品の本体価格について
7	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
8	2024年9月27日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧
9	2024年9月27日	4. 販売事業者登録申請方法	4-3 販売事業者の登録
10	2024年11月1日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
11	2024年11月26日	5. 中小企業の招待方法	5-1 中小企業等の招待方法
12	2024年12月19日	1. 補助事業の概要	1-2 事業全体の流れ
13	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-3 留意事項
14	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-5 本事業における省力化製品の本体価格について

No	更新日	更新項目	更新箇所
15	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-6 本事業における導入・設定費用について
16	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
17	2024年12月19日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧

## 中小企業省力化投資補助事業

お問い合わせ

**中小企業省力化投資補助事業 コールセンター**

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料や[よくある質問](#)を確認のうえ、お問い合わせください。

<b>ナビダイヤル</b>  ※通話料がかかります	<b>0570-099-660</b>	<b>IP電話等からの お問い合わせ先</b>  <b>03-4335-7595</b>
---------------------------------	---------------------	--

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

中小企業省力化補助金ホームページ  
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



<https://shoryokuka.smrj.go.jp/faq/>

<リース会社との共同申請に関する問合せについて>  
(公社) リース事業協会  
お問い合わせ時間：9:00～17:00/月曜～金曜（土日・祝日を除く）  
TEL：03-3595-1501